

特集 2

新型コロナウイルス感染症対策・熱中症への対応

1 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、本特集において「感染症法」という。）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって感染症法の新型インフルエンザ等感染症（2類相当）と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に感染症法上の5類感染症への位置付けの変更が行われた（以下、本特集において「5類移行」という。）。

（1）5類移行に伴う医療体制等の変更

5類移行に伴い、

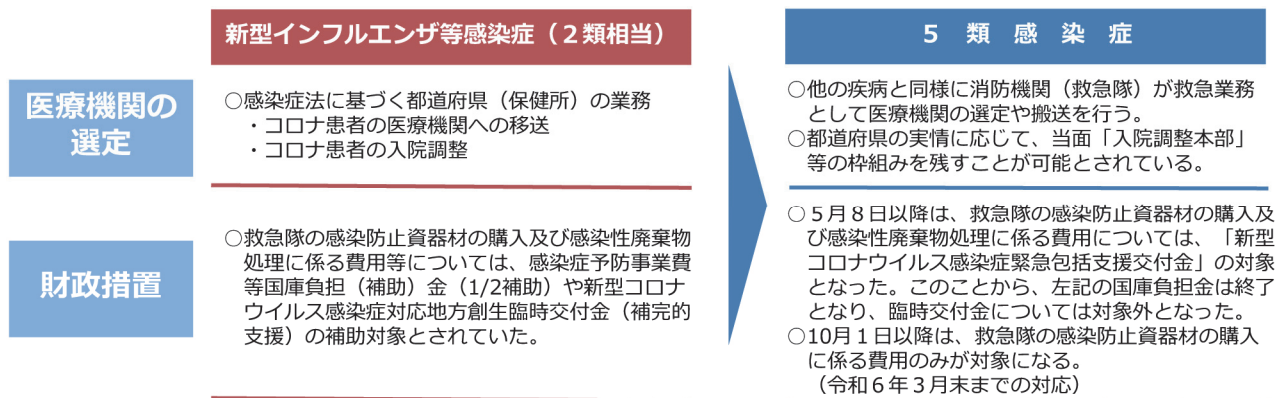
- ①新型コロナウイルス感染症の感染者の発生動向の把握については、定点医療機関からの報告数とする。
 - ②医療体制については、これまで対応してきた医療機関に加えて、新たな医療機関にも対応を促す。
 - ③感染対策については、国民の主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる。
- 等といった医療体制等の変更が行われた（特集 2-1 図）。

特集 2-1 図 新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について（医療体制等）

新型インフルエンザ等感染症（2類相当）	5類感染症
発生動向の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を公表 ○ G-MISを用いた新規患者数や病床の状況等を用いて監視を継続
医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広い医療機関による自律的な通常の対応 ○ これまで対応してきた医療機関に加えて、新たな医療機関に参画を促す。 ○ 医療提供体制に関して、全ての都道府県で令和6年3月末までの「移行計画」を策定
患者対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府として一律に外出自粛はせず ○ 治療薬の費用は、自己負担なしの扱いから、一定の自己負担を求めつつ公費支援を継続 ○ 入院医療費は、高額療養費制度の自己負担限度額から1万円の減額に見直して公費支援を継続
感染対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民の主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる。 ○ 基本的対処方針等は廃止 ○ 行政は個人や事業者の判断に資する情報を提供
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度も引き続き、自己負担なく接種 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者など重症化リスクが高い方等 <ul style="list-style-type: none"> ：年2回（5月～、9月～） ・ 上記以外の6か月以上のすべての方 <ul style="list-style-type: none"> ：年1回（9月～）

※厚生労働省資料「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置付けの変更について」から一部引用、作成

特集 2-2 図 新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について（消防機関）



（2）5類移行に伴う消防機関の対応の変更

新型コロナウイルス感染症の感染者や同感染症を疑う症状を呈する傷病者（以下、本特集において「コロナ傷病者」という。）から119番通報があれば、他の疾病と同様に消防機関（救急隊）が救急業務として医療機関の選定や搬送を行うことになった。コロナ傷病者の対応に必要となる、救急隊の感染防止資器材の購入に係る費用については、5類への移行期間が終了する令和6年3月末まで、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となった（特集2-2図）。

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る消防機関等の取組

（1）具体的な取組

消防庁においては、新型コロナウイルス感染症対策について累次の通知等を発出し、消防機関の円滑な活動の推進や、国民の安全確保に努めた。

ア 救急業務における対応

消防庁においては、救急隊員が行う感染防止対策などの具体的手順の徹底や、保健所等関係機関との密な情報共有、救急搬送困難事案の抑制に向けた医療関係機関との連携協力等について、消防機関に要請した。

（ア）救急隊員への注意喚起等

5類移行後のコロナ傷病者に対する感染防止対策については、消防庁から消防機関に以下のことを周知した。

- ・感染防止対策はこれまでと変わらないものであるため、引き続き「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.1）」を参考に救急隊の感染防止対策を

徹底すること

- ・今後も、医療機関における感染防止対策や最新の知見を踏まえ、情報提供等を行う予定であること（イ）救急搬送困難事案への対応

消防庁では、「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査について（依頼）」（令和2年4月23日付け通知）を発出し、全国52消防本部を調査対象として、救急搬送困難事案の件数を把握している。これを踏まえ、消防庁において救急搬送困難事案の状況を厚生労働省と共有するとともに、都道府県消防防災主管部（局）に対し、衛生主管部（局）等との情報共有や地域における搬送受入れ体制の整備・改善の検討等に活用するよう依頼している。

当該調査を通じて把握した5類移行後の救急搬送困難事案の発生件数を見ると、令和5年7月第1週まではほぼ横ばいで推移した。そして、7月第2週から増加し、9月第1週からは減少傾向となった（特集2-3図）。救急搬送困難事案の調査結果は、消防庁ホームページ上の特設サイト「新型コロナウイルス感染症対策関連」を毎週更新し、最新の情報を掲載している。

5類移行後、消防庁から消防機関に対して、関係通知等を発出しており、その主な対応は次のとおりである。

通知)が発出され、ワクチン接種を進めるために、必ずしも医師や看護師等が確保できない状況ではなくなっていることから、令和5年4月1日以降、時間的・特例的な取扱いを要する状況は脱したと見解する旨の見解が示された。

なお、令和4年12月2日に成立した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律では、救急救命士によるワクチン接種に係る規定が設けられたところであり、当該規定は、令和6年4月1日に施行される。

エ 災害対応に係る感染症対策

(ア) 5類移行に伴う避難所における対応

消防庁においては、5類移行を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」(令和5年4月28日付け通知)を発出し、関係部局間でのコロナ患者に関する情報共有や避難所における感染対策等について周知した。

(イ) 自然災害発生時の救助活動等及び緊急消防援助隊活動時における感染防止

救急以外の消防活動においても、万全な感染防止対策により、消防隊員の感染防止に努めることが重要である。

令和2年に出水期における河川の氾濫及び土砂災害による大規模自然災害に備え、自然災害発生時の救助活動等及び大規模災害発生時の都道府県を越えた広域応援を行う緊急消防援助隊活動時における感染防止対策について通知を発出し、各都道府県消防防災主管部(局)長及び全国の消防本部に対して周知した。

5類移行後も、引き続き、感染防止に係る対応を求めている。

(2) おわりに

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけの変更により5類に移行となったが、移行後も感染防止対策については、これまでと変わらないものである。引き続き、消防庁においては、今回の経験や知見を踏まえ、厚生労働省等の関係機関と連携し、今後の感染症に係る対応の充実・強化を図っていく。

3

熱中症への対応

(1) 熱中症とは

熱中症とは、温度や湿度が高い中で、体内の水分や塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、立ちくらみ、頭痛、吐き気、ひどいときには、けいれんや意識をなくすなど、様々な障害をおこす症状のことをいい、最悪の場合は死に至ることがある。

熱中症を疑った時には、涼しい場所で体を冷やし、水分補給をしながら様子を見ることなどが重要であるとされるが、重症例を見逃さないという観点から、意識がない、全身のけいれんがある、自分で水が飲めない又は脱力感や倦怠感が強くて動けない場合には、ためらわず救急要請をする必要がある。

(2) 夏期における熱中症による救急搬送人員の調査

ア 調査の概要

熱中症に対する社会的関心が高まったことを契機に、消防庁では平成20年から全国の消防本部に対し、熱中症による救急搬送人員の調査を実施している。

本調査は、熱中症の救急搬送人員が増加する5月から9月までで行っており、調査結果は速報値として週ごとにホームページ上で公表するとともに、月ごとの集計結果についても確定値として公表している。

イ 令和5年度の調査結果

令和5年5月から9月までにおける全国の熱中症による救急搬送人員は9万1,467人、死亡者数は107人となった。調査期間を5月から9月までとした平成27年以降、平成30年の9万5,137人に次ぐ2番目に多い搬送人員となった。

今年は非常に厳しい暑さが長期間にわたって続き、5月、6月、7月及び9月がそれぞれの月で過去2番目の搬送人員となった(特集2-4図)。

令和5年5月から9月までの熱中症による救急搬送人員を年齢区分別にみると、高齢者(満65歳以上)が5万173人と全体の約54.9%で最も多く、次いで成人(満18歳以上満65歳未満)、少年(満7歳以上満18歳未満)となっている。初診時におけ

る傷病程度別にみると、軽症（外来診療）が6万1,456人と全体の約67.2%で最も多く、次いで中等症（入院診療）、重症（長期入院）となっている。発生場所ごとの項目別にみると住居が3万6,541人と全体の約39.9%で最も多く、次いで道路、公衆（屋外）となっている（特集2-5図）。

（3）熱中症予防の取組

ア 消防庁の取組

消防庁は熱中症予防啓発として、各種コンテンツを消防庁ホームページの熱中症情報サイトにおいて提供し、関係団体に活用を促している。（参照 URL：<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>）

- ・熱中症の予防法のほか、熱中症のリスクが高いとされているこどもと高齢者への呼び掛けを主なテーマとした「熱中症予防啓発ポスター」
- ・熱中症予防のポイント等を説明した「予防啓発動画」
- ・全国消防イメージキャラクター「消太」を活用して熱中症予防を呼び掛ける「予防啓発イラスト」
- ・消防車両等での広報に用いる「予防広報メッセージ」
- ・熱中症の予防法や対処法のポイントを記載した「熱中症対策リーフレット」
- ・消防機関及び地方公共団体の熱中症予防に係る取組をまとめた「熱中症予防啓発取組事例集」
- ・訪日外国人を対象とした救急車利用についてのポイントや、熱中症の予防、応急手当のポイントを掲載した「訪日外国人のための救急車利用ガイド」

このほか、X（旧 Twitter）でも熱中症情報を発信している。

イ 関係省庁との連携

熱中症に関する取組としては、平成19年から、熱中症対策に係る省庁が緊密に連携すること等を目的として、「熱中症関係省庁連絡会議」を設置、その後、令和3年からは、熱中症関係省庁連絡会議を改め、環境大臣を議長、関係府省庁の担当部局長を構成員とした「熱中症対策推進会議」を開催することとし、熱中症対策の一層の推進を図っている。

また、令和5年には、熱中症対策を強化するた

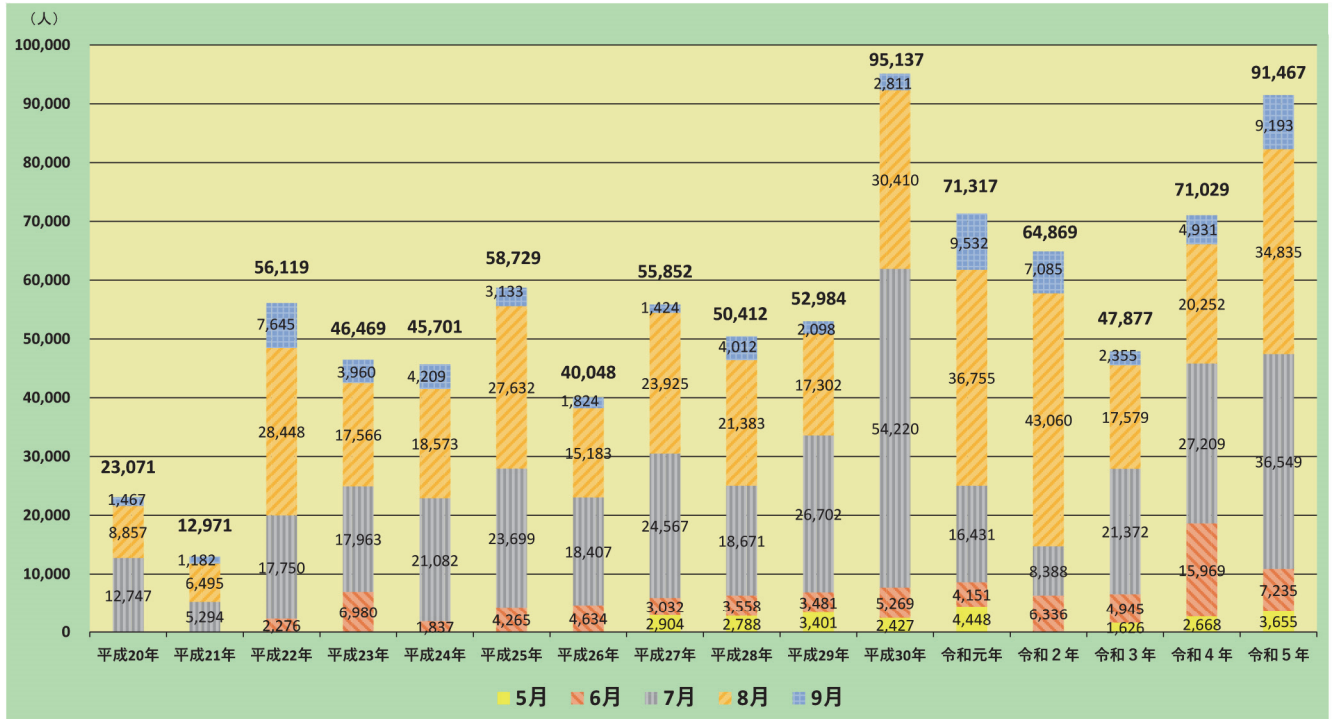
め、気候変動適応法が改正され、熱中症に関する政府の対策を示す実行計画や、熱中症による重大な健康被害が発生するおそれのある場合における特別警戒情報の発表、特別警戒情報の発表期間中における暑熱から避難するための施設の開放措置など、熱中症予防を強化するための仕組みが創設されることとなった。

その上で、5月から9月までの間、関係府省庁の連携の下「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、政府一体となった国民への発信強化、産業界との連携、熱中症警戒アラートを活用した熱中症予防行動の周知等を行っている。

（4）おわりに

気候変動の影響により、近年、年平均気温が上昇している。消防庁においては、今後も全国の消防本部や関係省庁と連携をとりながら、引き続き熱中症に関する注意喚起や情報提供に努めていく。

特集 2-4 図 平成 20 年～令和 5 年の熱中症による救急搬送人員の推移

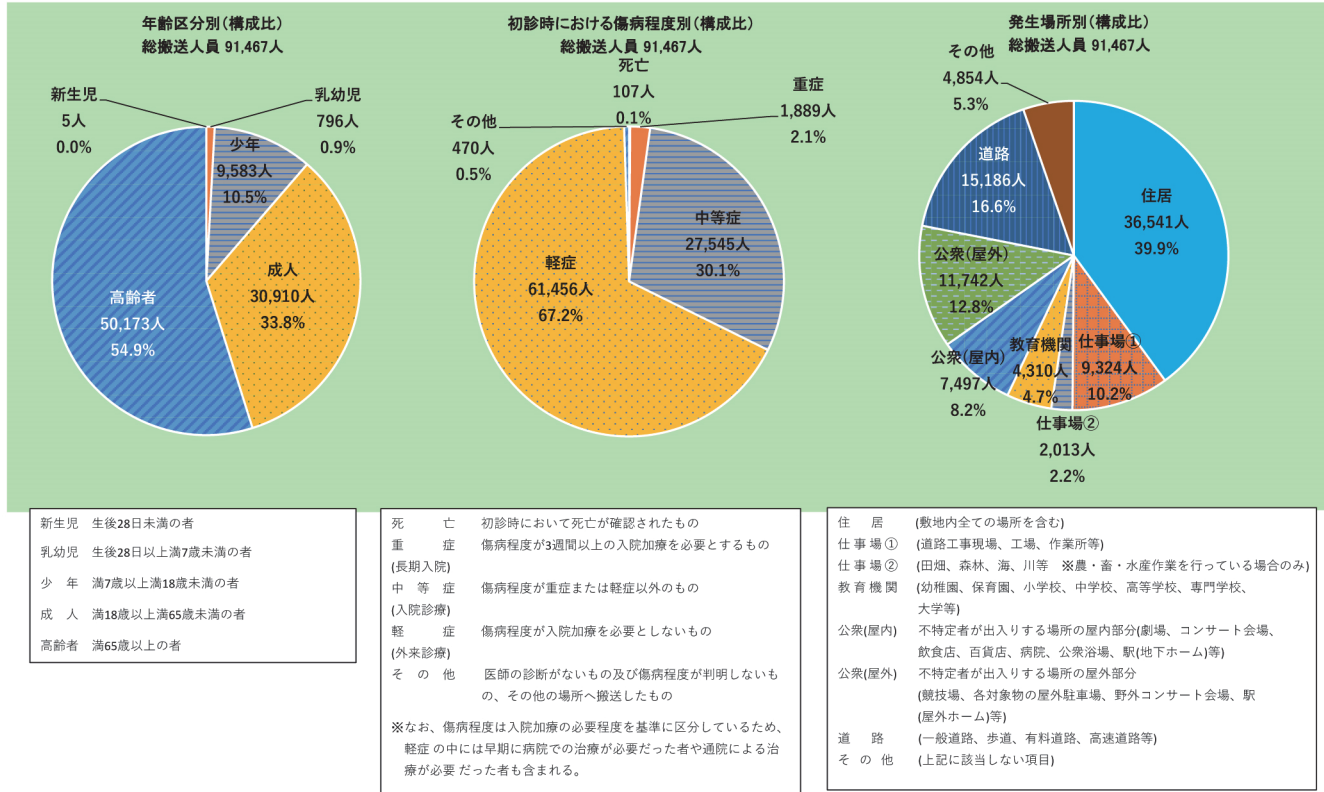


	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
5月				調査データなし					2,904	2,788	3,401	2,427	4,448	調査データなし	1,626	2,668	3,655
6月		調査データなし	2,276	6,980	1,837	4,265	4,634	3,032	3,558	3,481	5,269	4,151	6,336	4,945	15,969	7,235	
7月	12,747	5,294	17,750	17,963	21,082	23,699	18,407	24,567	18,671	26,702	54,220	16,431	8,388	21,372	27,209	36,549	
8月	8,857	6,495	28,448	17,566	18,573	27,632	15,183	23,925	21,383	17,302	30,410	36,755	43,060	17,579	20,252	34,835	
9月	1,467	1,182	7,645	3,960	4,209	3,133	1,824	1,424	4,012	2,098	2,811	9,532	7,085	2,355	4,931	9,193	
合計	23,071	12,971	56,119	46,469	45,701	58,729	40,048	55,852	50,412	52,984	95,137	71,317	64,869	47,877	71,029	91,467	

特集 2-5 図 全国の熱中症による救急搬送状況 令和5年5月1日～9月30日（累計）

	年齢区分別(人)						初診時における傷病程度別(人)						発生場所別(人)								
	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計	住居	仕事場①	仕事場②	教育機関	公衆(屋内)	公衆(屋外)	道路	その他	合計
累計値	5	796	9,583	30,910	50,173	91,467	107	1,889	27,545	61,456	470	91,467	36,541	9,324	2,013	4,310	7,497	11,742	15,186	4,854	91,467
搬送人員に対する割合	0.0%	0.9%	10.5%	33.8%	54.9%	100.0%	0.1%	2.1%	30.1%	67.2%	0.5%	100.0%	39.9%	10.2%	2.2%	4.7%	8.2%	16.6%	5.3%	100.0%	

※端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。



「熱中症警戒アラート」発表時は、特に注意しましょう。

熱中症は 予防が大事

命を守る行動を!

- 水分補給はこまめに
- エアコン、扇風機をためらわず使おう
- 服装にも工夫を
- 夜間も熱中症に注意

子どもや高齢者は特に注意が必要です!!

子どもは・・・

- 大人に比べて暑さに強くありません
汗をかくななどの体温調節機能が未発達のため、体が熱がこもりやすくなります。
- 自分では熱中症の予防を行えません
身体に異変が起きても、気づかないことがあるため、周囲の大人が気をつける必要があります。

高齢者は・・・

- 体内の水分が不足しがちです
若年者に比べて体内の水分量が少ないため、こまめな水分補給を行う必要があります。
- 暑さに対する感覚機能が低下しています
加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。
- 暑さに対する体の調整機能が低下します
高齢者は体に熱がたまりやすく、暑いときには若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。

FDMA 総務省消防庁 Fire and Disaster Management Agency
 救急車を呼ぶタイミング 「必要が早いときはためらわずに 119!



熱中症予防啓発ポスター